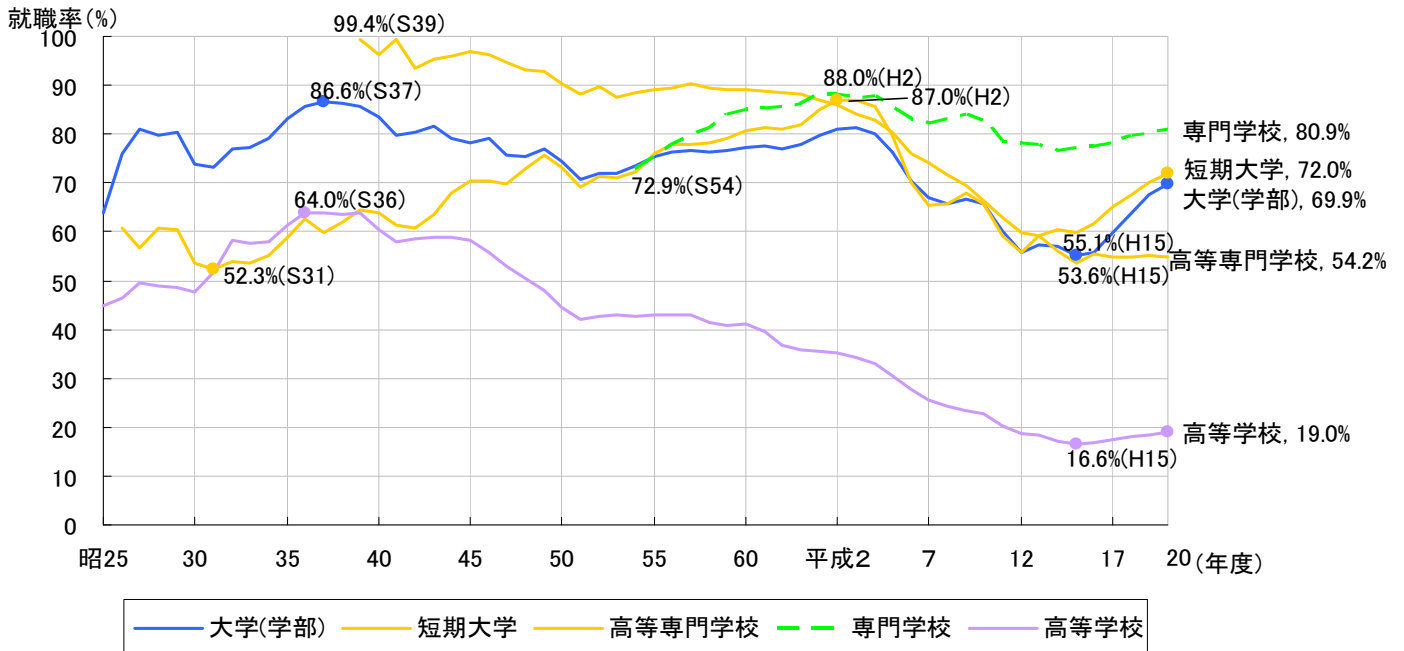


### 3-(1) 若年者の雇用情勢等 ①就職率

平成20年度の就職率は大学(学部)69.9%、短期大学72.0%。

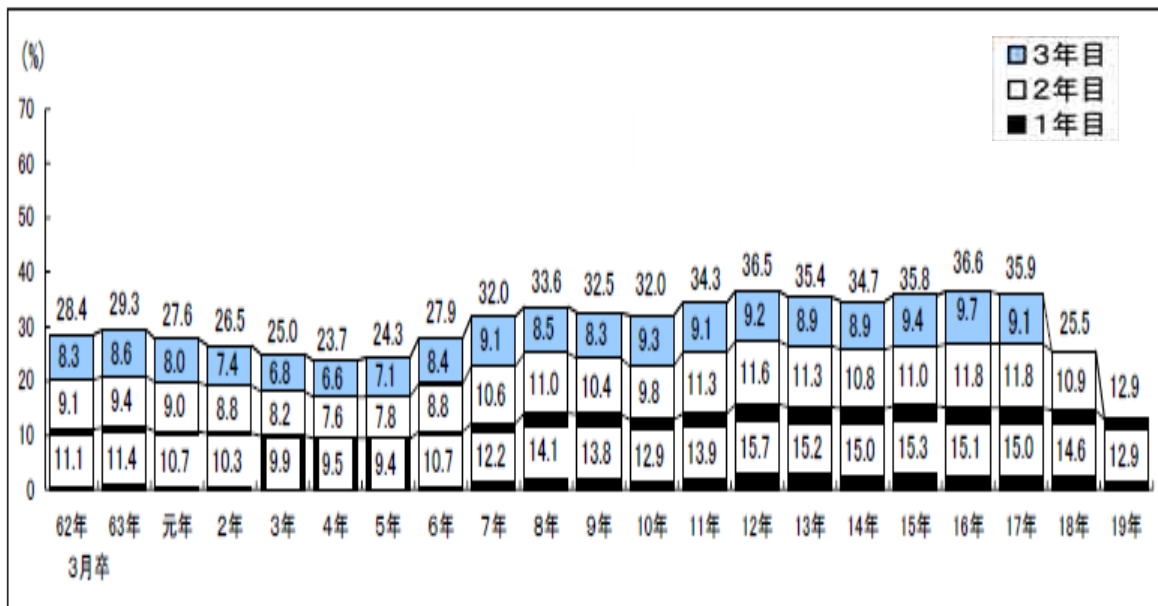


※就職率は、各学校段階卒業後すぐに就職した者の割合を示す。  
 ※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。  
 ※専門学校は54年以降

資料: 文部科学省「学校基本調査」

### ②就職後3年以内離職率の割合

就職後3年以内に離職する者の割合は3人に一人。



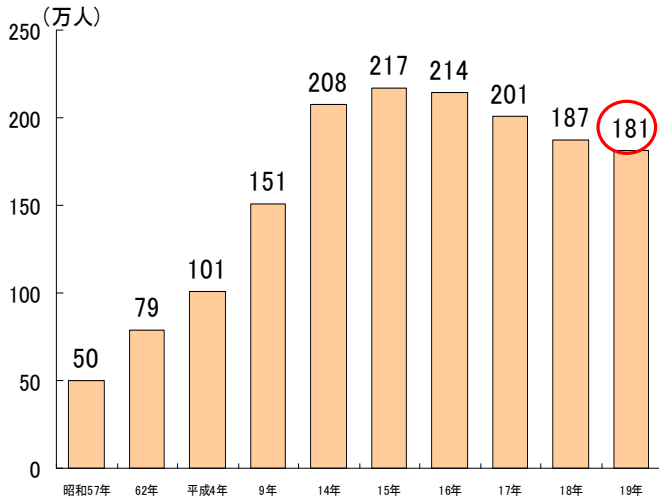
(資料出所) 厚生労働省職業安定局集計

(注) 3年目までの離職率は四捨五入の関係で、合計と一致しないことがある。

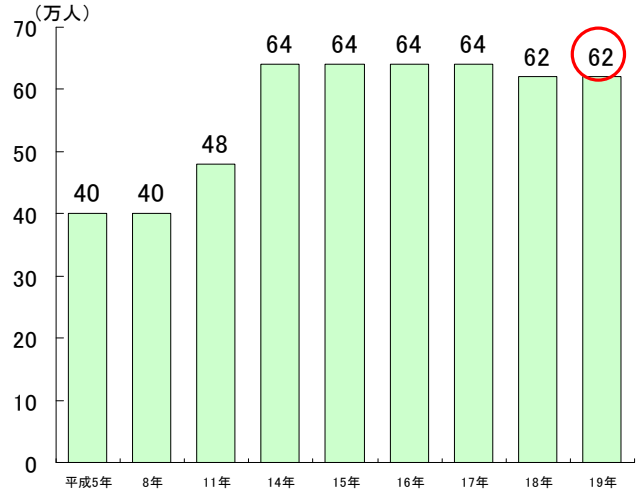
### ③フリーター・若年無業者の人数の推移

フリーターは180万人超、若年無業者は60万人超。

○フリーターの数の推移



○若年無業者の数の推移



(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、  
 1 雇用のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、  
 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、  
 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)  
 資料：総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、  
 総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

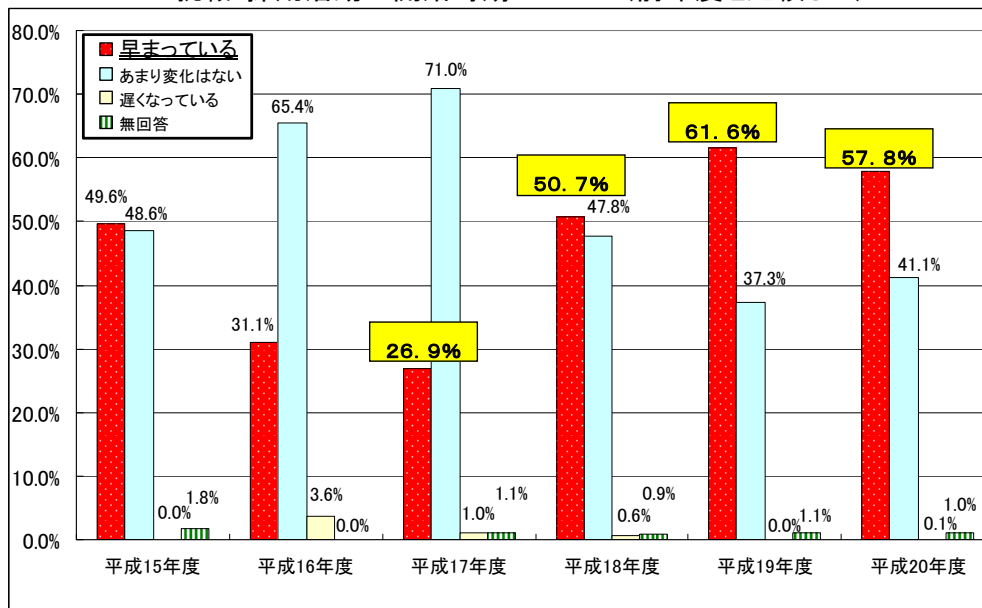
(注)「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省統計局「労働力調査」

### ④就職・採用活動の早期化による大学教育等への影響

近年の調査では、就職・採用活動時期は約6割が早まっていると回答。

就職・採用活動の開始時期について(前年度と比較して)

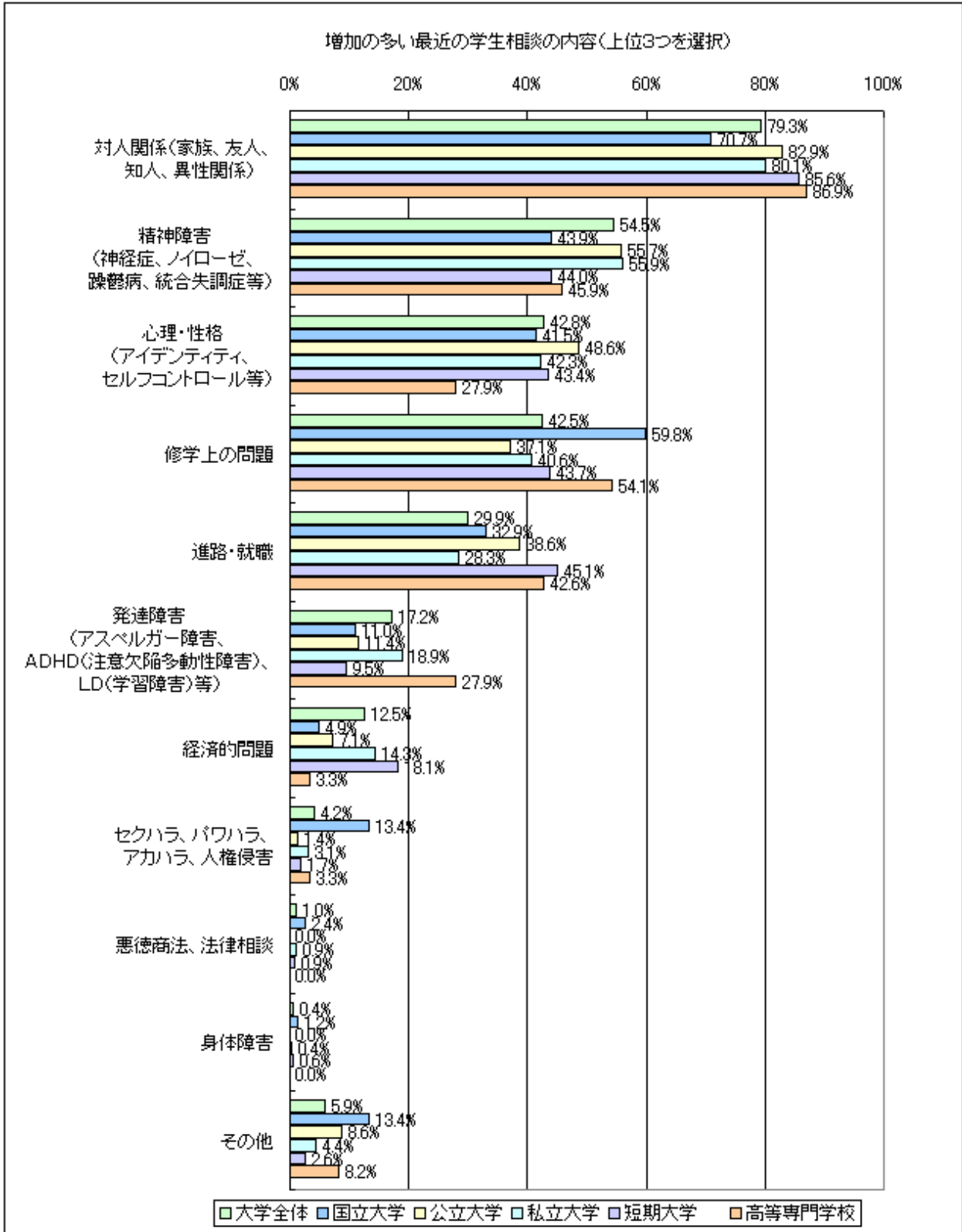


出典：就職問題懇談会「平成20年度学生の就職・採用活動に関する調査結果の概要」  
 (調査対象：国公立の大学、短期大学及び高等専門学校)の就職指導担当部門職員)

### 3-(2) 学生相談の状況(最近の学生相談の内容)

約8割の大学等が「対人関係(家族、友人、知人、異性関係)」に関する相談内容が増加していると回答。平成17年度に同調査を実施した際には約6割であり、ここ数年で対人関係に悩みを抱える学生がさらに増加していることがうかがえる。

また「精神障害(神経症、ノイローゼ、躁鬱病、統合失調症等)」や「心理・性格(アイデンティティ、セルフコントロール等)」のメンタルヘルスに関する事項も増加している。加した後、現在約181万人で推移

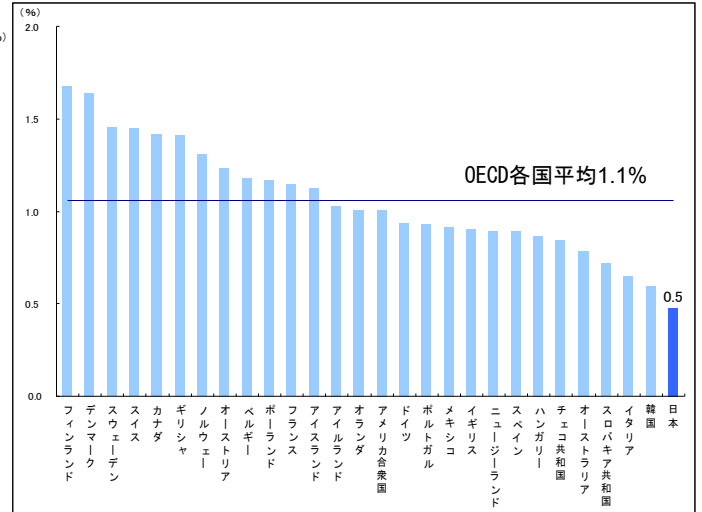
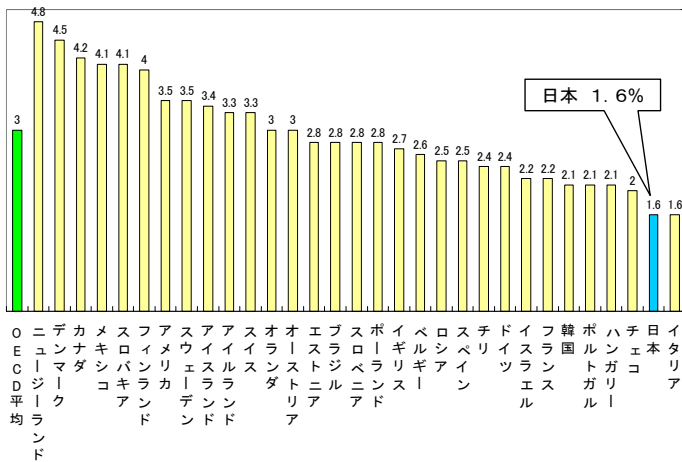


### 3-(3)教育費負担の状況 ①教育費公財政支出の国際比較(高等教育)

対GDP比でも、一般政府総支出比でも、教育費の割合は、国際的に低位。

○各国の政府支出に占める教育支出の割合

○教育費公財政支出の対GDP比の現状



※OECD「図表でみる教育～OECDインディケータ2008」より作成

### ②教育費の公私負担割合の国際比較

諸外国と比べ、わが国では、特に就学前・高等教育において、家計負担の重さが突出。

	就学前教育			初等中等教育			高等教育		
	公財政支出	私費負担		公財政支出	私費負担		公財政支出	私費負担	
		私費計	うち家計		私費計	うち家計		私費計	うち家計
日本	44.3	55.7	38.4	90.1	9.9	7.6	33.7	66.3	53.4
アメリカ	76.2	23.8	x	91.0	9.0	x	34.7	65.3	36.1
イギリス	92.9	7.1	7.1	83.0	17.0	13.1	66.9	33.1	24.6
フランス	95.5	4.5	4.5	92.5	7.5	6.2	83.6	16.4	10.3
ドイツ	72.1	27.9	x	81.8	18.2	2.1	85.3	14.7	x
OECD平均	80.2	19.8	—	91.5	8.5	—	73.1	26.9	—

(OECDインディケータ(2008年版)に基づいて作成)

### ③授業料滞納・経済的理由による中途退学者数等

大学等における授業料滞納が増加している。

各大学等の授業料滞納や中退等の状況(平成20年度:21年3月20日時点、平成19年度末:20年3月31日時点)

#### 1. 調査対象校数及び有効回答数

(1)調査対象:国・公・私立大学、公・私立短期大学、高等専門学校 1, 225校

(2)有効回答:計1, 148校(93. 7%)

回答があった学校の全学生数:平成20年度 2,567,374人、平成19年度 2,526,227人

#### 2. 調査結果の概要

##### (1) 授業料滞納者の状況

平成20年度は、19年度末に比べて0. 2%増加。

◆平成20年度

・授業料滞納者数:14,662人(0.6%)

◆平成19年度

・授業料滞納者数:10,632人(0.4%)

##### (2) 中途退学者の状況

平成20年度は、19年度末に比べ、中途退学者総数に占める経済的理由による中途退学者の割合は1. 6%増加。

◆平成20年度

・中途退学者総数:49,394人

・うち、経済的理由による中途退学者数:7,715人(15.6%)

◆平成19年度

・中途退学者総数:63,421人

・うち、経済的理由による中途退学者数:8,893人(14.0%)

##### (3) 休学者の状況

平成20年度は、19年度末に比べ、休学者総数に占める経済的理由による休学者数の割合は0. 7%減少。

◆平成20年度

・休学者総数(47,713人)

・うち、経済的理由による休学者数:7,034人(14.7%)

◆平成19年度

・休学者総数(45,577人)

・うち、経済的理由による休学者数:7,028人(15.4%)

#### 3. 大学等における取組状況

(1) 学生からの相談状況

◆「平成19年度末に比べ、経済的支援に関する学生からの相談件数が増加している」と回答する大学等の割合が約72%。

(2) 経済的支援措置の有無

◆約63% (774件)の大学等が、経済的支援策を実施。

(3) 学生の経済的支援措置ニーズへの対応

◆約48% (584校)の大学等が、学生の経済的支援措置へのニーズに応えられていると回答。

一方、ニーズに応えられていないとする大学等も約23% (284校)存在。

### ④大学等における中途退学者の状況

中途退学者数の総数49,394人のうち、経済的な理由による中途退学者数は、15.6%にあたる7,715人。(大学及び短大のみの合計は、48,187人のうち、16.0%にあたる7,711人。)なお、回答があった学校の全学生数(中途退学者、休学者を含む)2,664,481人に占める割合は0.29%。

	合計	合計のうち、 大学・短大の合計	国立大学	公立大学・ 短期大学	私立大学・ 短期大学	国公私立 高等専門学校
中途退学者数	49,394	48,187	6,998	1,398	39,791	1,207
上記のうち、経済 的理由によるもの	7,715	7,711	624	143	6,944	4
(割合)	15.6%	16.0%	8.9%	10.2%	17.5%	0.3%

平成21年3月20日時点による文部科学省調べ

#### 【参考】平成19年度の中途退学者数

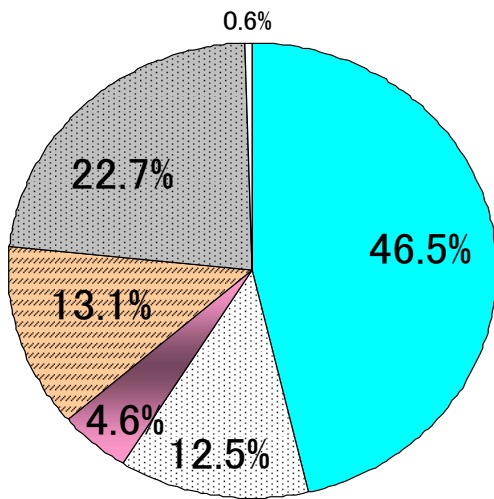
平成19年度の中途退学者数(平成20年3月31日時点)は、63,421人(国立10,512人、公立1,743人、私立49,541人)。

うち経済的理由によるものは8,893人(14.0%)(国立932人(8.9%)、公立169人(9.7%)、私立7,780人(15.7%))。

### 3-(4) 正課外活動の状況 ① ボランティア、サークル活動等

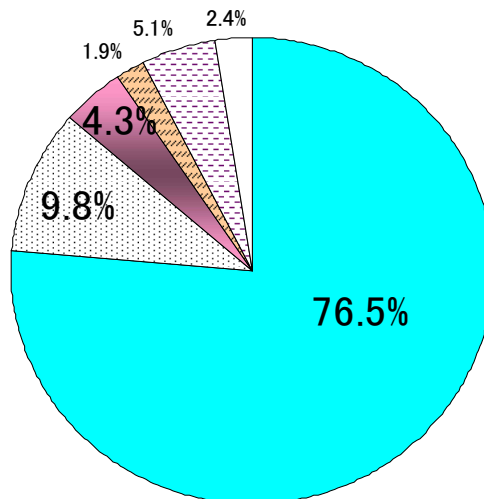
「積極的に参加している」は46.5%、活動団体は学内の公認団体が76.5%。

[課外活動への参加](%) N=6639



- 積極的に参加している
- 参加しているが熱心ではない
- 参加しているが活動していない
- 参加していたがやめた
- 最初から参加していない
- N.A.

[参加している課外活動団体](%) N=4222



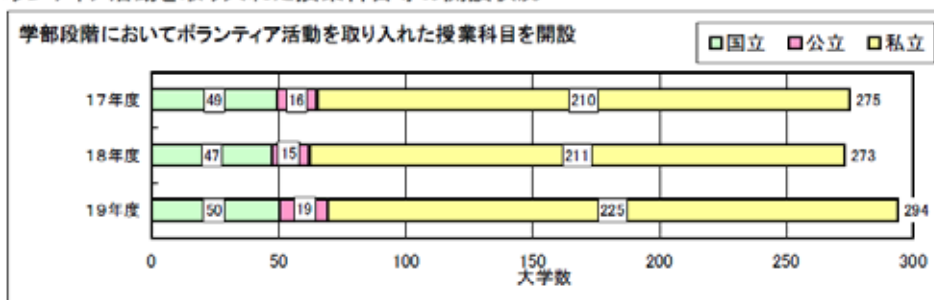
- 学内の公認団体
- 学内の未公認団体
- 複数の大学で構成する団体
- 他大学の団体
- 大学外の団体
- N.A.

私立大学学生生活白書2007

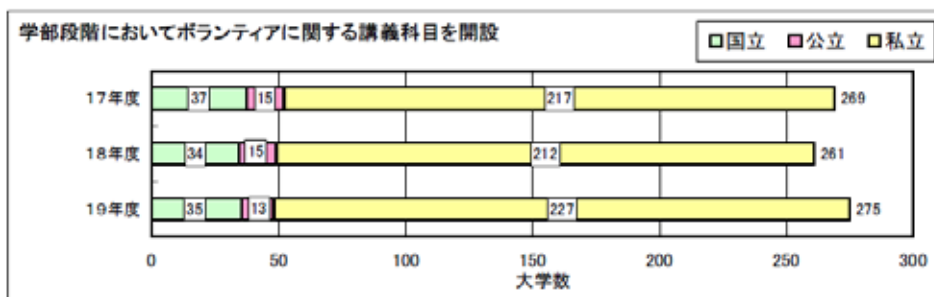
### ② ボランティア活動を取り入れた授業科目等の開設状況

学部段階においてボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している大学は平成19年度294校、ボランティアに関する講義科目を開設している大学は275校。

① ボランティア活動を取り入れた授業科目等の開設状況



※大学院大学23大学(国立4大学、公立2大学、私立17大学)は対象としない。

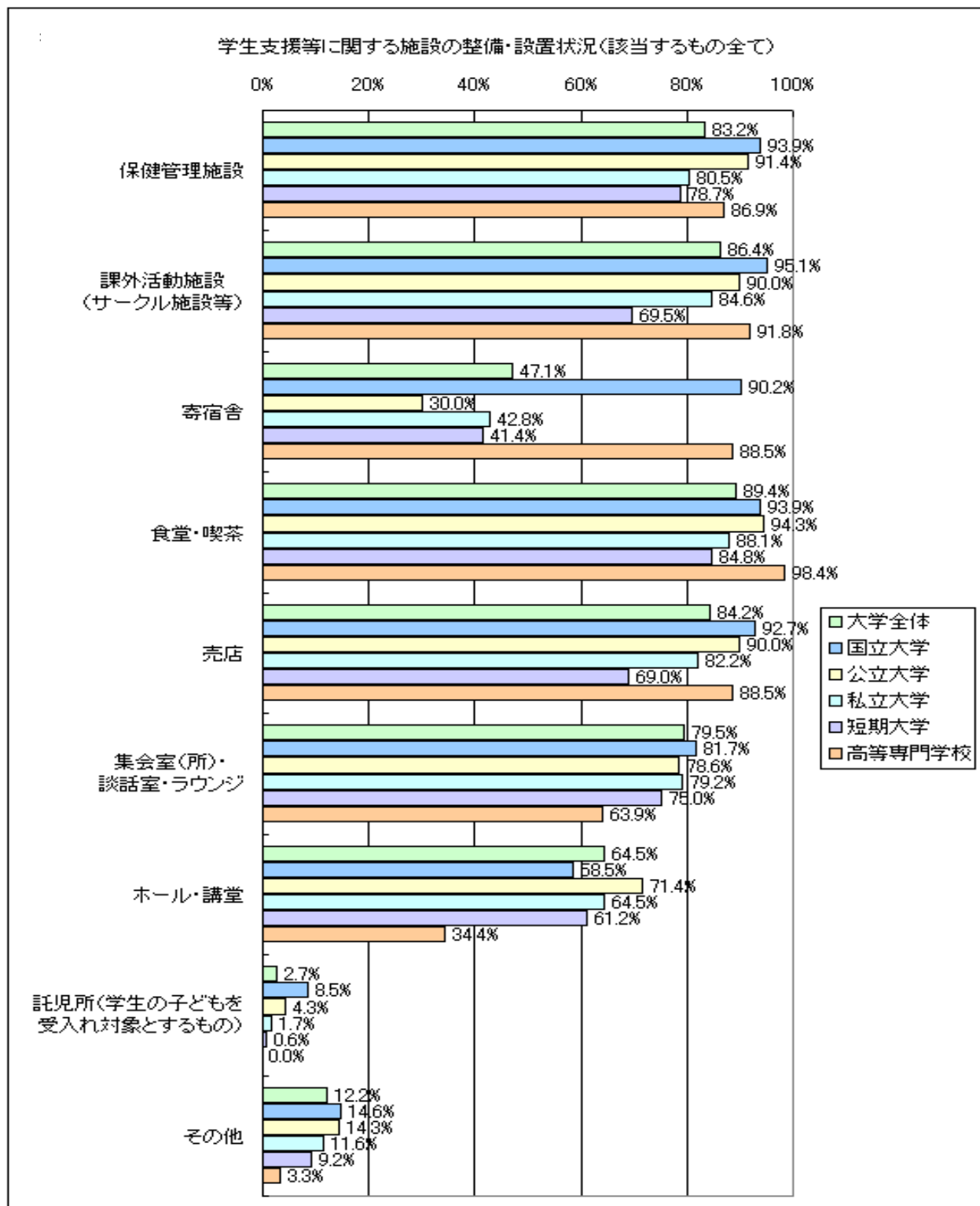


※大学院大学23大学(国立4大学、公立2大学、私立17大学)は対象としない。

出典: 大学における教育内容等の改革状況について

### 3-(5) 学生支援等に関する施設の整備・設置状況

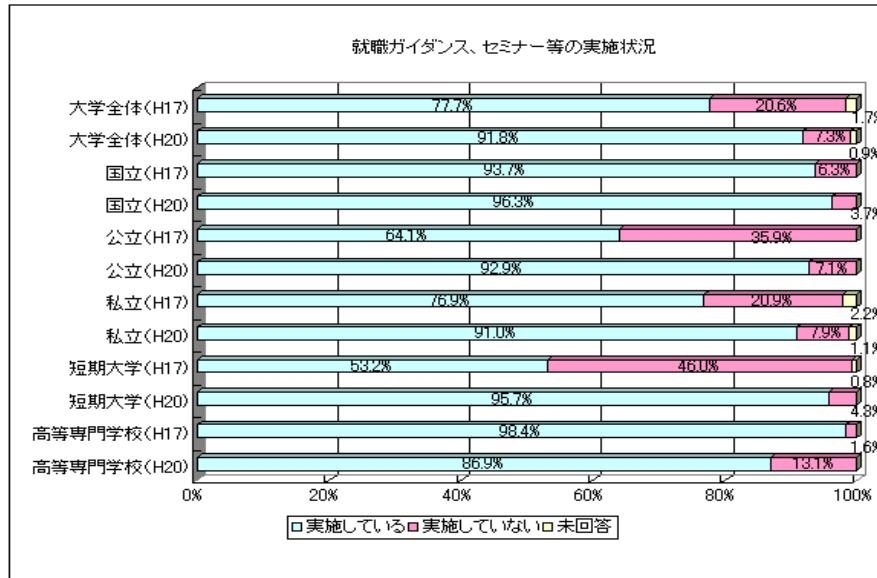
各大学等における、学生支援等に関する施設の整備・設置状況について、「保健管理施設」、「課外活動施設(サークル施設等)」、「食堂・喫茶」、「売店」は、8割以上の大学等に設置されている。その他「学生相談室」、「楽器練習室」、「セミナーハウス」、「印刷所」、「理髪店」、「トレーニングルーム」、「授乳室」、「ATMコーナー」などの回答があった。



### 3-(6) 就職指導・就職支援の状況 ①就職ガイダンス、セミナー等の実施状況

91.8%の大学が、学生の就職支援のために就職ガイダンス、セミナー等を実施。具体的には次のようなものが挙げられた。

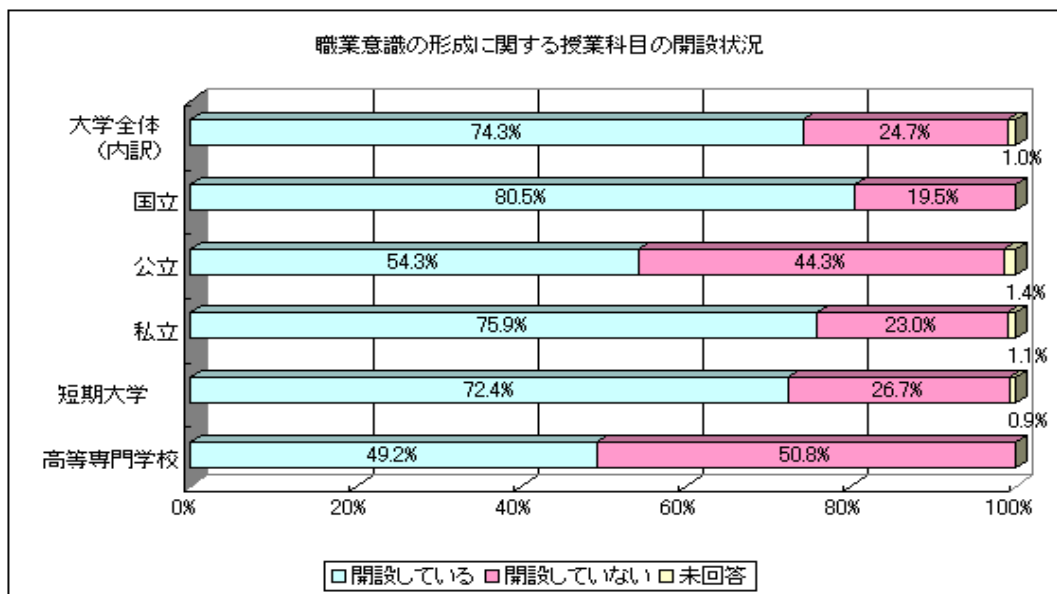
- ・マナー講座
- ・先輩リレー講座
- ・面接体験セミナー
- ・自己発見セミナー
- ・就職対策講座
- ・保護者就職懇談会
- ・学内合同企業説明会
- ・筆記試験対策講座
- ・女子学生向けセミナー
- ・業界別セミナー
- ・新入生ガイダンス
- ・エントリーシート対策講座



出典：大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)

### ②職業意識の形成に関する授業科目の開設状況

職業意識の形成に関する授業科目を開設しているかどうか調査した結果、国立大学、私立大学、短期大学においては、7割以上の大学において授業が開設されているという結果となった。



出典：大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)

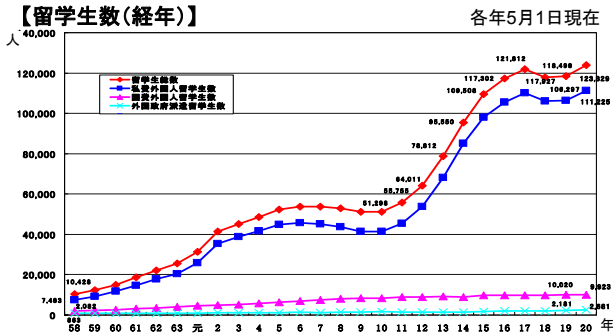


### 3-(7)留学生の状況 ①我が国の外国人留学生の受入れ状況

#### <現状>

1. 平成20年5月1日現在、過去最高の123,829名が日本の高等教育機関に在学中。
2. 中国、韓国及び台湾の3カ国・地域が、留学生全体の約78.1%を占める。(漢字圏が62.9%)
3. 留学生全体の約48.9%が学部生、約26.7%が大学院生、約18.9%が専修学校生であり、人文科学・社会科学系が約62.6%を占める。

【留学生数(経年)】



【在学段階別】

平成20年5月1日現在

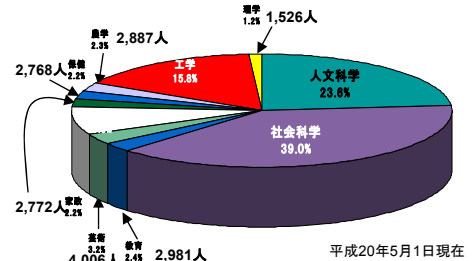
	学部	大学院	短大	高専	専修学校	準備教育課程	計
国立	9,674	20,247	2	462	0	0	30,385
公立	1,302	1,316	5	0	9	0	2,632
私立	49,544	11,103	2,110	76	25,744	2,235	90,812
計	60,520	32,666	2,117	538	25,753	2,235	123,829

【出身国・地域別留学生数】

平成20年5月1日現在

国・地域名	留学生数 (うち短期留学生)	国・地域名	留学生数 (うち短期留学生)
中国	72,766(2,636)	米国	2,024( 1,447)
韓国	18,862(1,849)	インドネシア	1,791( 134)
台湾	5,082( 595)	バングラデシュ	1,686( 16)
ベトナム	2,873( 112)	ネパール	1,476( 16)
マレーシア	2,271( 37)	その他	12,795(2,642)
タイ	2,203( 272)	合計	123,829(9,756)

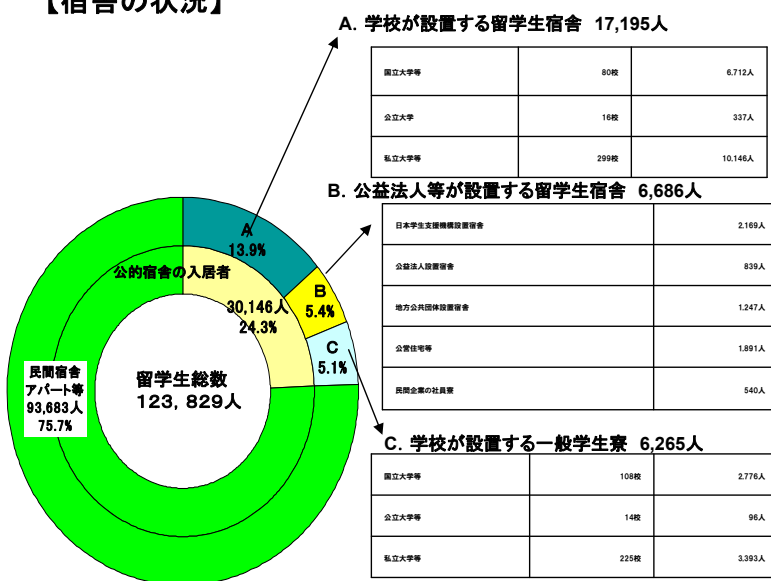
【専攻分野別】



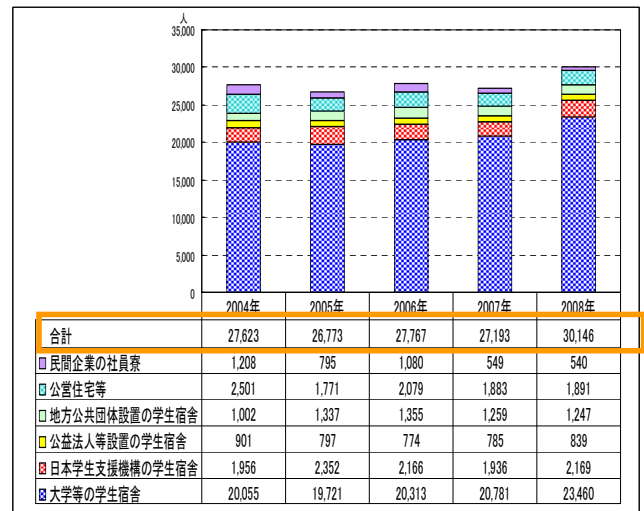
### ②我が国の外国人留学生宿舎の状況

【宿舎の状況】

H20.5.1現在



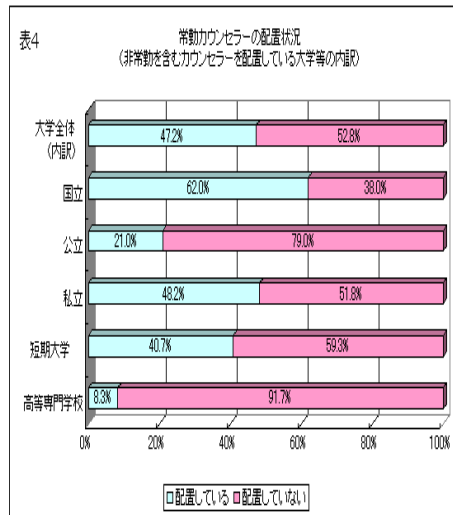
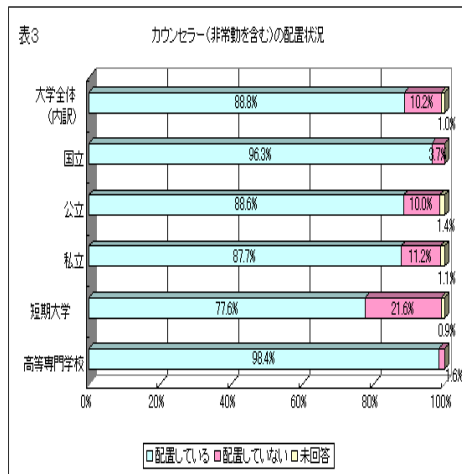
【公的宿舎の入居状況(経年)】



### 3-(8)学生相談の取組状況 ①カウンセラー(非常勤を含む)の配置状況

8~9割の大学等(国立大学では96.3%)にカウンセラー(非常勤を含む)が配置されている。

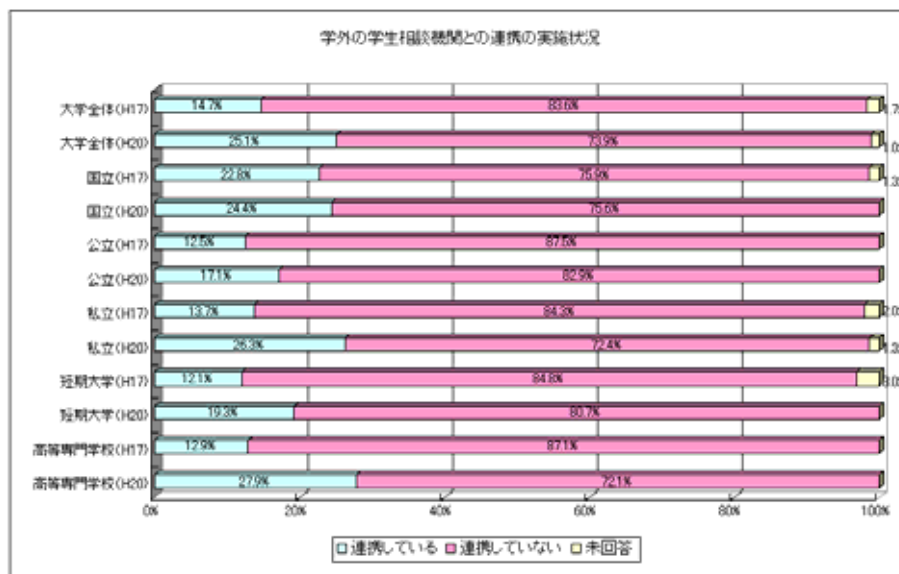
但し、非常勤を含むカウンセラーを配置している大学等のうち、常勤カウンセラーが1名以上いると回答したのは大学全体で約47%、短期大学約41%、高等専門学校約8%。カウンセラーの配置は進んでいるが、常勤カウンセラーの割合は、高いとはいえない。



出典: 大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)

### ②学外の学生相談機関との連携の実施状況

約25%の大学等が連携を実施。平成17年度調査時と比較すると、連携を実施している大学等は増えている。



出典: 大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)

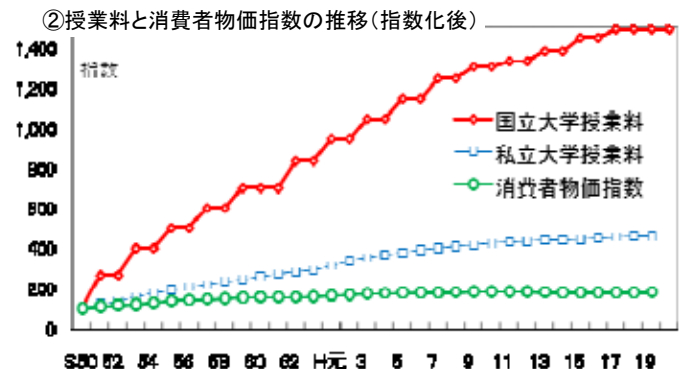
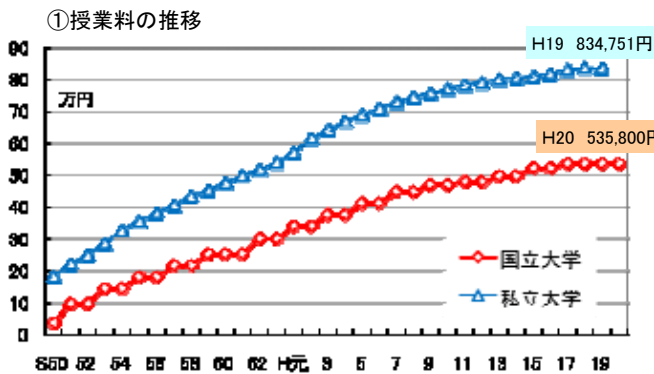
### 3-(9) 学生に対する経済的支援の全体像

\* ( )は全学生に占める対象者の割合

	学部 学生数: 252.1万人 (H20学校基本調査) (国立) 学生数: 45.5万人 学校数: 86校 年間授業料: 53.6万円 (公立) 学生数: 11.4万人 学校数: 90校 年間授業料: 63.6万円 (私立) 学生数: 195.2万人 学校数: 689校 年間授業料: 83.6万円	大学院 修士課程 学生数: 16.5万人 (国立) 学生数: 9.5万人 (公立) 学生数: 1.0万人 (私立) 学生数: 6.1万人	大学院 博士課程 学生数: 7.4万人 (国立) 学生数: 5.2万人 (公立) 学生数: 0.4万人 (私立) 学生数: 1.8万人	
奨学金	(独)日本学生支援機構奨学金(H19実績) 貸与総数: 80.5万人 / 貸与総額: 6,099億円 (29.9%) ●無利子奨学金事業 25.5万人/1,589億円, 1人当たり月額5.2万円 (9.5%) ●有利子奨学金事業 55.1万人/4,510億円, 1人当たり月額6.8万円 (20.4%) 総額: 貸与7,067億円、優秀者免除139億円 総数: 貸与89.2万人、優秀者免除0.9万人	(独)日本学生支援機構奨学金(H19実績) 貸与総数: 7.1万人 / 貸与総額: 750億円 (42.6%) ●無利子 4.9万人/507億円, 1人当たり月額8.8万円 (29.3%) ●有利子 2.2万人/243億円, 1人当たり月額9.2万円 (13.3%) 業績優秀者返還免除(H19実績) ●修士: 0.7万人/93億円 1人当たり136万円	(独)日本学生支援機構奨学金(H19実績) 貸与総数: 1.6万人 / 貸与総額: 218億円 (29.7%) ●無利子 1.4万人/203億円, 1人当たり月額12.2万円 (27.4%) ●有利子 0.1万人/15億円, 1人当たり月額10.3万円 (2.3%) 業績優秀者返還免除(H19実績) ●博士: 0.2万人/46億円 1人当たり269万円	
給与	総額: 110億円+運営費交付金等 総数: 11.7万人	●ティーチング・アシスタント(TA) 全体数: 5.8万人(34.9%) (H18実績) ・国立大学: 3.5万人(37.5%) ・私立大学: 2.1万人(33.7%) 1人当たり月額: 4.3万円(平成15年度国立学校特別会計)	●ティーチング・アシスタント(TA) 全体数: 1.6万人(21.6%) (H18実績) ・国立大学: 1.2万人(23.2%) ・私立大学: 0.3万人(18.4%) 1人当たり月額: 4.3万円(平成15年度国立学校特別会計) ●リサーチ・アシスタント(RA) 全体数: 1.0万人(13.5%) (H18実績) ・国立大学: 0.8万人(16.1%) ・私立大学: 0.2万人(8.5%) 1人当たり月額: 5万未満52.8%, 15万以上20.3% (参考: 平成19年度グローバルCOE採択拠点平均値は10.3万円) ●フェローシップ(日本学術振興会特別研究員事業(DC)) 対象人数0.5万人(6.2%)/110億円(H21予定額) 1人当たり月額20万円	
授業料減免等	授業料減免 ●国立大学 4.6万人 / 148億円 1人当たり月額 *実人数(H20実績) 全額免除の場合: 4.5万円 (※)経済的理由以外に、休学、死亡等による 半額免除の場合: 2.2万円 免除額を含む。(修士・博士も同様) (10.1%) ●私立大学 2.2万人 / 64億円 1人当たり月額2.4万円 *延べ人数(H20実績より推計) (1%) 総額: 284億円 総数: 10.0万人	授業料減免 ●国立大学 1.8万人 / 61億円 1人当たり月額 *実人数(H20実績) 全額: 4.5万円 半額: 2.2万円 (19.4%) ●私立大学 0.07万人/2億円 1人当たり月額 2.4万円 *延べ人数(H20実績より推計) (1%)	授業料減免 ●国立大学 1.6万人 / 57億円 1人当たり月額 *実人数(H20実績) 全額: 4.5万円 半額: 2.2万円 (30.9%) ●私立大学 0.02万人/0.6億円 1人当たり月額 2.4万円 *延べ人数(H20実績より推計) (1%)	
【参考】	学部生全体延べ数: 87.3万人	修士全体延べ数: 15.5万人	博士全体延べ数: 9.2万人	
民間団体	民間団体等(公益法人・学校等)奨学金(平成15年奨学事業に関する実態調査) ●大学学部 11.5万人/372億円 1人当たり月額 2.7万円 (貸与:36.9%) (給与:26.4%) (給与・貸与:36.7%) 総額: 428億円 総数: 12.6万人	民間団体等(公益法人・学校等)奨学金(平成15年奨学事業に関する実態調査) ●大学院 1.1万人/56億円 1人当たり月額 4.2万円 (貸与:11.6%) (給与:49.0%) (給与・貸与:39.4%)		

### 3-(10) 大学の授業料等 ① 大学学部の授業料と入学料

(1) 大学の授業料は物価指数と比べて大きく上昇。特に国立大学の伸びは著しく、過去30年間で消費者物価指数は約2倍だが、国立大学の授業料は14倍増。国立大学と私立大学の差は30年で5倍から1.6倍へ。



(2) 入学料も上昇。国立と私立の差はほぼ解消。

入学料	(昭和50年)	→	(昭和61年)	→	(平成19年度)
◆ 国立	50,000	→	150,000	→	282,000 (5.6倍へ)
◆ 私立	95,584	→	241,275	→	273,564 (2.9倍へ)
私立/国立	1.9倍	→	1.6倍	→	0.97倍

※なお、米・英・仏・独は、入学料は無。

(指数欄は、昭和50年度を100とした値)

## ②大学・大学院生に対する授業料の減免等

### (1) 国立大学の授業料減免等について

国立大学は経済的理由により、授業料等の納付が困難な者に対する授業料減免措置制度を設け、国は運営費交付金の算定において考慮。

(平成20年度実績)

のべ人数	実人数	一人当たり月額	減免を受けた学生の割合
13万6千人	8万2千人	全額免除の場合: 4.5万円 半額免除の場合: 2.2万円	13.9%

- (注) 1. のべ人数は、前期、後期それぞれの免除者数の合計。  
2. 一人当たり月額は学部(昼間)、大学院(法科大学院を除く)の標準額を基に算定。  
3. 経済的理由以外に、休学、死亡等による免除者数を含む。

### (2) 私立大学の授業料減免等について(私立大学等経常費補助金交付実績)

平成18年度より、私立大学等において、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免事業等へ支援。

(平成20年度実績)

のべ人数	実人数	一人当たり月額	減免を受けた学生の割合
2万1千人	-	一人当たり月額: 2.4万円 ・授業料減免の場合: 2.8万円 ・給付制奨学金の場合: 2.6万円 ・教育ローンの利子補給: 0.3万円	1.1%

- (注) 1. 私立大学の数値は国の補助による数値のみ計上しており、大学独自のものは除く。  
2. のべ人数は、国庫補助を活用した授業料免除及び独自の奨学金等の対象者の合計。3. 国は事業費の1/2以内を補助。

## ③大学院生への給与型の経済的支援(TA・RA)

TAの財源は大学の基盤的経費が9割以上、RAの財源は競争的資金が4割、基盤的経費が5割強。

### ティーチング・アシスタント(TA)

#### 1. 概要

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供を図るとともに、これに対する手当支給のためのトレーニングの機会により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

#### 2. 対象者

大学院に在籍する学生

#### 3. 支給額の目安

一人当たり月額4.3万円(平成15年度国立学校特別会計)

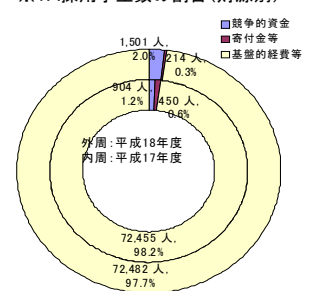
#### 4. 受給者数

7.4万人(平成18年度実績)

※TA採用学生数の割合(平成18年度)

	TA採用学生数	全在学者数	割合
修士課程	57,720	165,525	34.9%
博士課程	16,299	75,365	21.6%
専門職学位課程	178	20,159	0.9%
合計	74,197	261,049	28.4%

※TA採用学生数の割合(財源別)



### リサーチ・アシスタント(RA)

#### 1. 概要

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、優秀な大学院生等を研究補助者として参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

#### 2. 対象者

大学院に在籍する学生(主に博士課程)等

#### 3. 支給額の目安

一人当たり月額10.3万円(平成19年度グローバルCOE採択拠点の平均値)

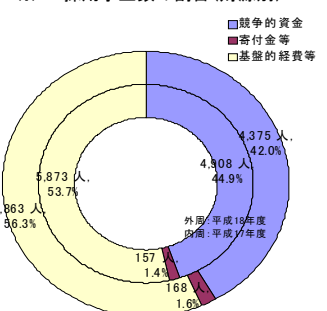
#### 4. 受給者数

1.0万人(平成18年度実績)

※RA採用学生数の割合(平成18年度)

	RA採用学生数	全在学者数	割合
修士課程	226	165,525	0.1%
博士課程	10,165	75,365	13.5%
専門職学位課程	15	20,159	0.1%
合計	10,406	261,049	4.0%

※RA採用学生数の割合(財源別)



#### ④博士課程在籍者への経済的支援の状況

我が国の博士課程学生のうち15万円以上(生活費相当額)の経済的支援を受ける者の割合は、全体の1割程度。一方で米国の大学院生は、約4割の者が生活費相当額の支援を受けている。

我が国において15万円以上(生活費相当額)の経済的支援を受ける者の割合

15万円以上の経済的支援を受ける者: 7017人  
 博士課程学生数: 74907人  $\approx 9.4\%$

出典:「大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査」  
 学校基本調査

#### 【参考】米国における大学院学生に対する経済的支援の状況

◎米国における制度・財源別支援状況 (2005年(平成17年))  
 (※科学及び工学分野のフルタイム大学院学生を対象)

	大学院 学生数	フェロー シップ	トレーニ シップ	リサーチ アシスタント	ティーチング アシスタント	その他	自己負担	
財源	連邦政府	83832 (20.6%)	8347 (2.1%)	9725 (2.4%)	58199 (14.3%)	1619 (0.4%)	5942 (1.5%)	-
	大学・州など	183401 (45.1%)	28140 (6.9%)	4797 (1.2%)	56052 (13.8%)	72657 (17.9%)	21755 (5.4%)	-
合計	406,653 (100.0%)	36,487 (9.0%)	14,522 (3.6%)	114,251 (28.1%)	74,276 (18.3%)	27,697 (6.8%)	139,420 (34.3%)	

(参考)

■米国における大学の授業料(2004年度 平均年額)  
 州立大学 約57万円 私立大学 約213万円  
 ■RAへの給付額(2003-2004年 コロンビア大学の例)  
 生物学 約270万円 機械工学 約180万円

#### 支給額の目安

授業料+生活費相当額  
 (給付型)40.7%

授業料+α  
 (給付型)

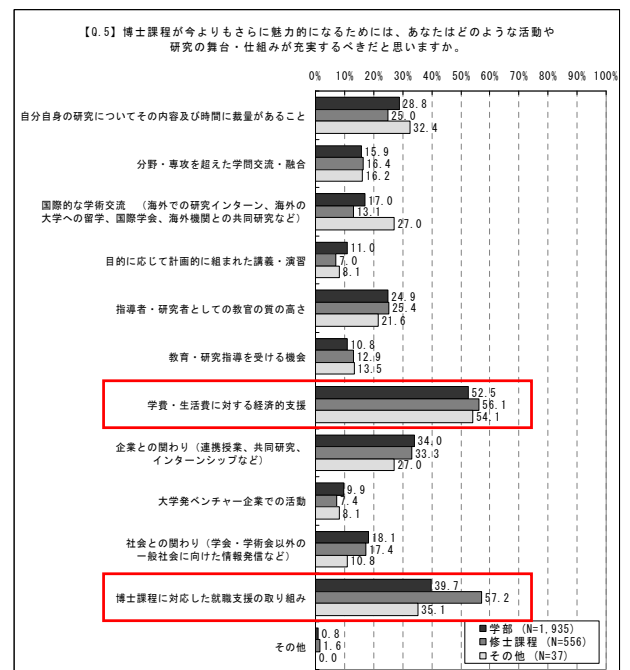
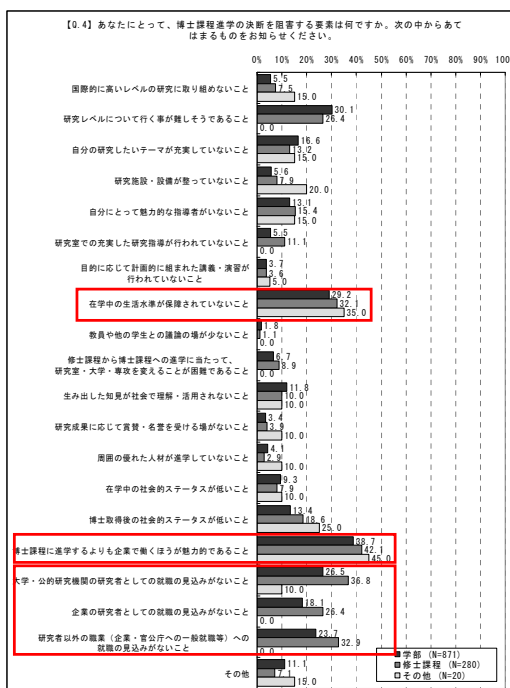
(※支給額の目安は、一般的な状況を示したものであり、それぞれの制度において保証されているわけではない。)

(出典: NSF, Science&Engineering Indicator 2008, Appendix table 2-7)

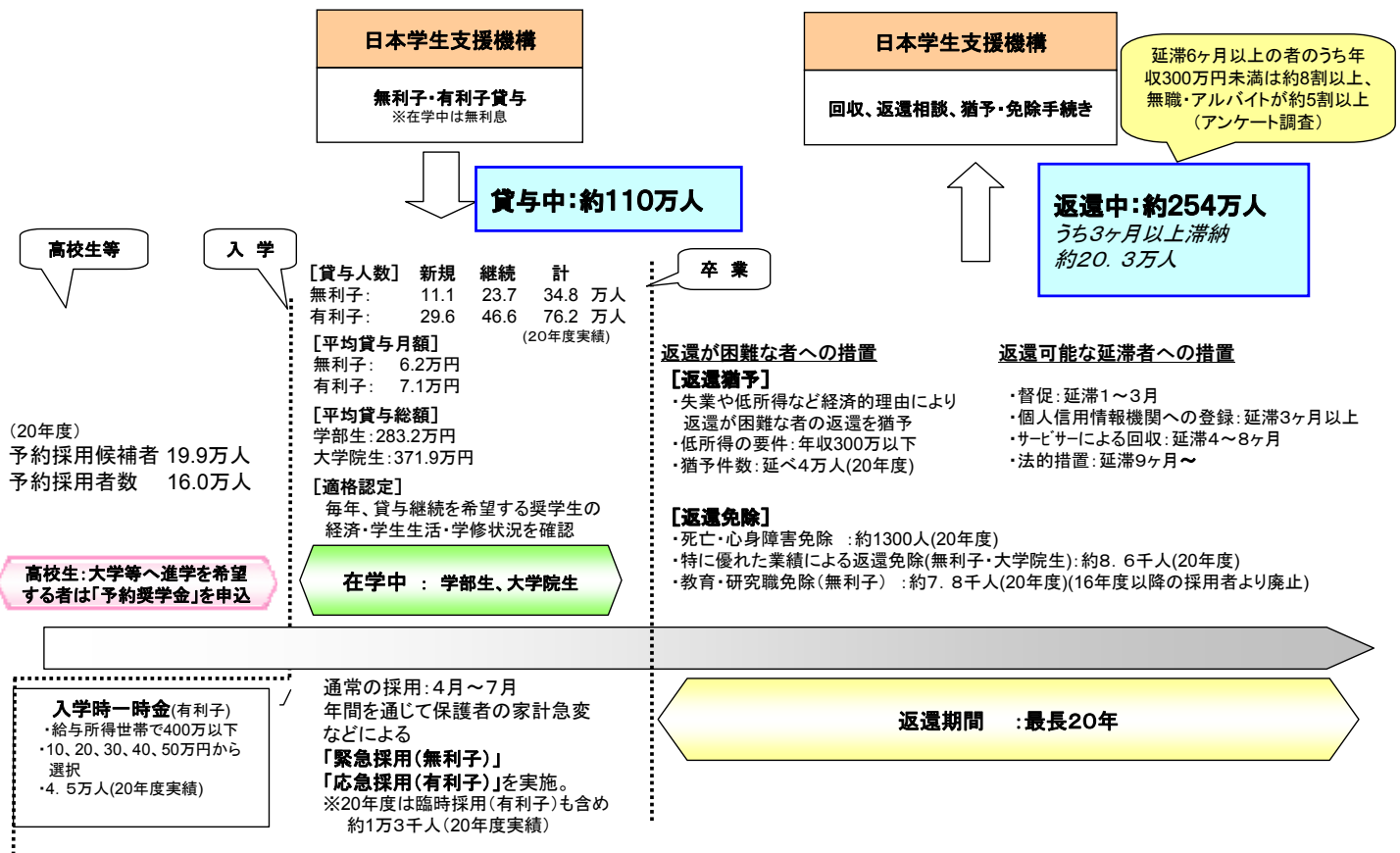
#### ⑤学部・修士別の博士課程への進学への阻害要因等

学部・修士ともに、「キャリアの将来性」や「在学中の生活水準」の項目が、博士課程への進学への主な阻害要因として課題になっており、特に、それらは、学部生よりも修士課程学生の方が強く阻害要因として捉えている。

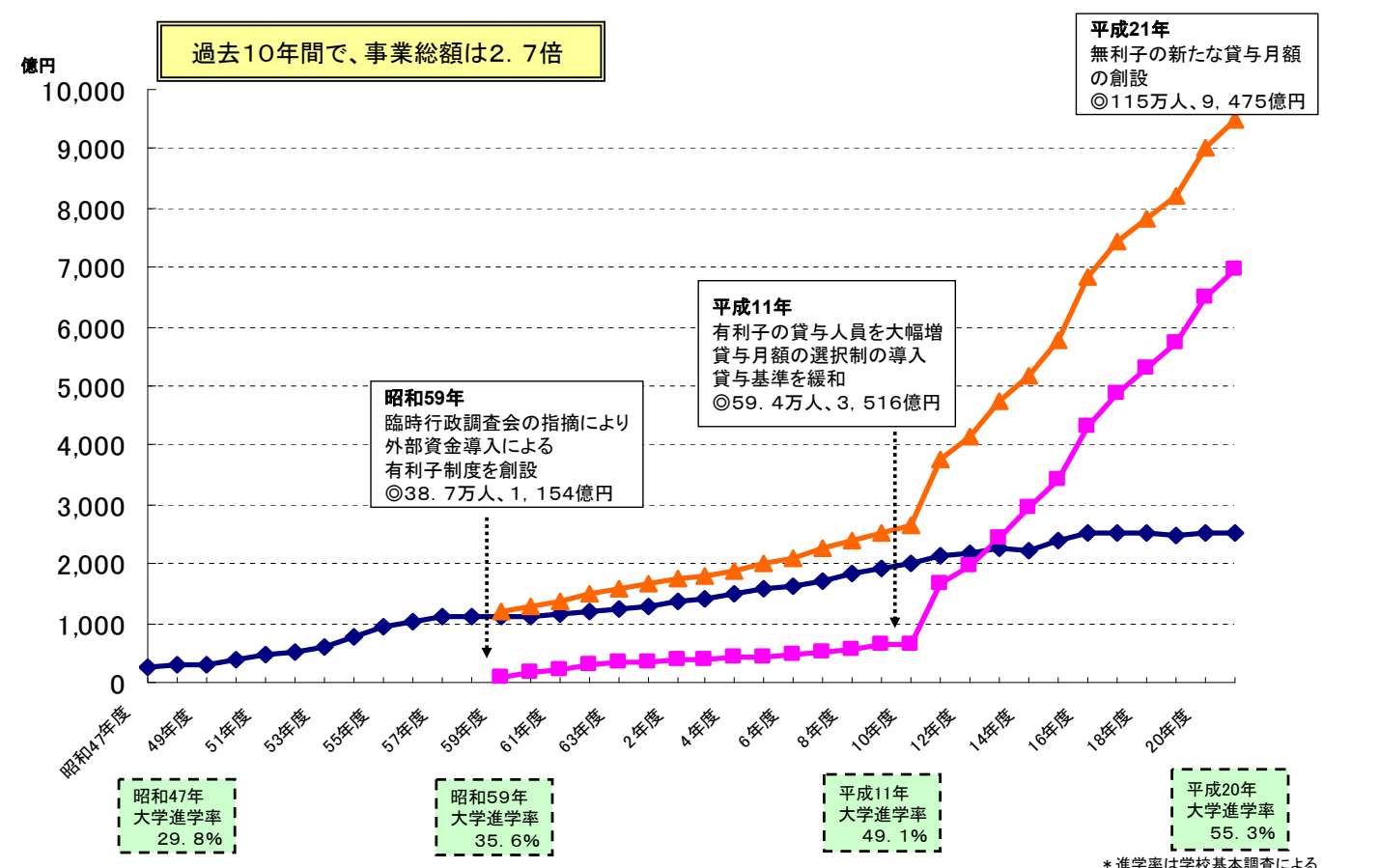
これらの項目のサポート体制を整えることが博士課程への進学希望者の増加に寄与しうる。



### 3-(11)日本学生支援機構の奨学金事業 ①奨学金貸与から返還まで



### ②事業費の推移



### 3-(12) 諸外国の状況 ①高等教育の授業料等に係る動き

	アメリカ	イギリス	韓国
<b>背景</b>	<p><b>【社会経済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共産主義の崩壊、グローバル経済の進展に対する危機感</li> <li>・ 国際競争力の低下</li> </ul> <p><b>【教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の荒廃、学力低下</li> <li>・ 財政の悪化（高等教育）</li> <li>・ 高等教育機関の規模拡大を背景に、授業料を引き上げ</li> </ul>	<p><b>【社会経済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・経済の停滞（英国病）からの脱却(70～80年代)</li> <li>・ 知識基盤型経済における国際競争の激化</li> </ul> <p><b>【教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の学力低下に対する危機</li> <li>・ 国民・産業のニーズに対応した教育への要望</li> <li>・ 1980年代後半から高等教育の規模の拡大</li> </ul>	<p><b>【社会経済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的資源開発による国際競争力の向上</li> <li>・ 2008年以降、社会経済状況の悪化</li> </ul> <p><b>【教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学歴社会、受験競争の過熱</li> <li>・ 高等教育の規模拡大（高等教育の大衆化）</li> <li>・ 多数の私立教育機関在学</li> <li>・ 高額な授業料</li> </ul>
<b>改革の経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1944年 退役軍人援助法（GI ビル）</li> <li>・ 1965年 初等中等教育法制定</li> <li>・ “ ” 高等教育法制定（低所得者向け奨学金導入、学生ローンに対する連邦保証ファンド設置等）</li> <li>・ 1972年 教育改正法（教育局設置、高等教育法の改正等。ペル給与奨学金（ペル・グラント）創設、連邦貸与奨学金の拡充等により、現行の連邦奨学金制度の枠組み確立）</li> <li>・ 1993年 クリントン政権誕生</li> <li>・ 1994年 連邦の教育改革法「2000年の目標」制定</li> <li>・ “ ” 「納税者救済法」制定（HOPE 奨学金減税等導入）</li> <li>・ 2001年 ブッシュ政権誕生</li> <li>・ 2002年 教育改革法(No Child left Behind Act)制定</li> <li>・ 2006年 「大学学費負担軽減及びアクセス法」制定</li> <li>・ 2009年 オバマ政権誕生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1963年 「ロビンズ報告」公表（高等教育の拡大、アクセスの改善を提言）</li> <li>・ 1960年代～70年代に大学及びポリテクニク拡大</li> <li>・ 1979年 サッチャー保守党政権誕生</li> <li>・ 1992年 継続高等教育法（ポリテクニク等大学昇格）</li> <li>・ 1997年 ブレア労働党政権の誕生</li> <li>・ “ ” 「デアリング報告」の公表（高等教育の規模拡大と併せて、授業料導入を勧告）</li> <li>・ 1998年 学生ローンの強化、授業料の導入</li> <li>・ 2003年 白書「高等教育の将来」（授業料額の大学裁量拡大、授業料後払い制、修学困難学生奨学金、学生ローン返済開始年取の引き上げ等を提案）</li> <li>・ 2007年 ブラウン労働党政権誕生</li> <li>・ 2008年 「高等教育改革討論」の開始(高等教育の規模、パートタイム修学など重要課題をテーマに)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1985年 教育改革審議会「10大教育改革案」</li> <li>・ 1995年 教育改革委員会「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革案」</li> <li>・ 1997年 「教育基本法」、「初等・中等教育法」、「高等教育法」の制定</li> <li>・ 2001年 「第1次国家人的資源開発基本計画」</li> <li>・ 2006年 「第2次国家人的資源開発基本計画」</li> <li>・ 2008年 李明博政権誕生、大統領業務報告書「教育再生、科学強国の建設—2008年主要国政課題の実行計画—」</li> </ul>
<b>目標の方向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学力の底上げ</li> <li>・ 教育の質の維持・向上（公立学校の改善）</li> <li>・ 教育・研究水準の維持・向上（高等教育）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な教育水準向上</li> <li>・ 国民経済と福祉の発展に役立つ人材養成</li> <li>・ 教育・訓練機会の拡大(義務教育後教育及び高等教育)を通じた国民の教育・技能水準の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公教育の信頼回復（初等中等教育）</li> <li>・ 世界水準の教育・研究機関の整備（高等教育）</li> </ul>
<b>主な奨学金と授業料に係る改革の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2006年「高等教育改善に関するアクション・プラン」</li> <li>・ 経済的必要度に応じた奨学金の増大</li> <li>・ 複雑な連邦奨学金制度の再編 等</li> <li>◆2007年「大学学費負担軽減及びアクセス法」</li> <li>・ ペル給与奨学金(給付型)を今後5年間で増大</li> <li>・ 利子補給付きローン貸与利率引き下げ(6.8%から半分の3.4%へ)</li> <li>・ 銀行等への特別補助の引き下げ 等</li> <li>◆2008年「高等教育機会法」</li> <li>・ ペル給与奨学金の継続・拡充</li> <li>・ 授業料抑制のため、各大学の授業料引き上げ状況等の公表</li> <li>・ 申請手続きの簡素化</li> <li>◆2009年「アメリカ高等教育機会減税」</li> <li>・ オバマ政権が提唱した大学進学者対象の減税措置を景気対策法により導入。現行減税措置の上限を1,800ドルから2,400ドルへ、対象学年も学部前半2年間から4年間に延長。</li> <li>・ パーキンズ・ローンの拡大(キャンパス)</li> <li>・ 「米国回復・再投資法」の中で給与奨学金の追加予算及び最高支給額の引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1962年 教育法により、フルタイム学部学生に対する給与奨学金導入、1990年代初頭まで同給与奨学金が中心。</li> <li>◆1990年 学生ローン(貸与奨学金)の導入</li> <li>◆1990年代を通じて、貸与奨学金の拡大、給与奨学金の縮小</li> <li>◆1998年 授業料徴収開始(一律1,000ポンド)、貸与中心の奨学制度へ</li> <li>◆2004年 低所得家庭出身学生を対象とする「修学困難学生奨学金」導入(給与)</li> <li>◆2006年 授業料の上限を最高3,000ポンド(約67万円)に引き上げ。</li> <li>・ 授業料支援奨学金の導入(貸与)</li> <li>・ 授業料後払い制の導入</li> <li>・ 大学奨学金の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2005年 政府保証ローン制度導入、貸与人員を拡大</li> <li>◆2005年 在学中の専攻分野に関連する労働に対し、その報酬が「奨学金」として支払われる「勤労奨学金」制度を地方専門大学在学学生を対象に導入</li> <li>◆2006年 対象を全国の専門大学在学学生へ拡大</li> <li>・ 経済状況の悪化を受け、2009年より対象を4年制大学在学学生へも拡大。また、低所得者層出身者を優先選定</li> <li>◆2008年 高等教育の機会保障のため、生活保護受給者(学部生1年生)に対する給付制奨学金を開始</li> <li>・ 経済状況の悪化を受け、2009年より対象者数を大幅に増大</li> <li>・ 貸与奨学金の利子負担軽減</li> <li>◆2008年 給付制奨学金として「地方大人文系奨学金」を開始</li> <li>・ 2009年より、生活保護受給者には一定の生活費も支援。</li> </ul>

## ②高等教育の教育ローンの概要

	返済期間	返済猶予	ペナルティ	政府補助	利子率
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Stafford Loan</li> <li>・ 標準型: 最長10年, 固定額</li> <li>・ 増加型: 最長10年, 返済額増加</li> <li>・ 延長型: 最長25年, 固定額or増加</li> <li>・ 所得連動型: (Income Based)</li> </ul>	<p>【繰り延べ】 経済的事由により最大3年, 利子補給型は期間中、利子は支払わない。</p> <p>【猶予】 繰り延べに資格しない場合、経済的事由により最大3年, 猶予中も利子が生じる。なお、利子補給型は無利子。</p> <p>所得連動型: 所得と家族人数により変動*</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延滞手数料,</li> <li>・ 法的措置(給料等差押え)</li> <li>・ 信用情報機関への通知等</li> </ul>	一部在学中利子補給, 一部のローンでは3年間利子補給あり	在学中無利子/有利子(固定金利6.8%)
イギリス	元利均等所得連動型, 所得連動返還型 25年で債務消滅	一定所得(225万円)以下	延滞手数料+法的措置	利子補給(実質無利子)	実質利子率0%、名目利子率はインフレ率相当分
スウェーデン	最長25年, 若しくは本人が60歳になるまで	一定所得以下(収入により返還額が減額)	延滞手数料, 法的措置(督促機関による強制徴収) 信用情報機関への通知等	利子補給(利子率の30%)	政府利子率の7割
ドイツ	最長20年	一定所得以下(本人の所得月額が一定以下の場合返還が延期)	法的措置	半額給付	—
韓国	政府保証ローン 最長20年	最長10年(在学4年、兵役3年、失業1年、その他2年)	法的措置(資産差し押さえ), 信用情報機関への通知等	信用保証	7% (低所得者は理工系無利子, その他2%)

出典「諸外国における奨学制度に関する調査研究及び奨学金事業の社会的効果に関する調査研究」ほか、小林委員提供資料に基づき作成

\*標準型の10年返済プランの返還額を超えない範囲で返還額が設定される。所得と家族人数は毎年見直され、返済期間が25年以上に及ぶ場合、また、低所得地域の教員など公共サービスに10年勤務で免除される。但し、2009年に導入された制度のため免除実績はなし。



### ③奨学金事業の概要

国名	学生数	奨学金事業規模 (給与・貸与別)	奨学金額 (大学学部)	授業料 (年額)	備考
アメリカ (2006年度)	約 1,749万人 (2005年度)	約 延べ1,880万人 約 7兆1,726億円 (給与 1兆6,570億円 貸与 5兆5,155億円)	・給与(ペル) 平均27.9万円 [約517万人, 全学生 に対する比率30%] ・貸与(スタフォード) ①平均36.2万円 ②平均40.2万円 [約889万人, 51%] ・ワーク・スタディ(給与) 平均14.9万円 [約88万人, 5%]	州立 57.7万円 私立 207.9万円	授業料は州立、私立とも平均額  「貸与(スタフォード)」奨学金 ①は政府の利子補給があるもの ②は政府の利子補給がないもの ※州立高等教育機関において、1950～60年代の規模の拡大を背景に授業料の引上げを実施。 ※近年、貸与事業が大幅に拡大する傾向。さらに、政府は給与型奨学金の拡大を提言。
イギリス (2006年度)	約 256万人	原則希望者全員 給与奨学生 57% 学生ローン 80% ※貸与総額は不明。 (上記比率は有資格者に対する受給者の比率)	給与 63.3万円 貸与(最高額) 自宅 80.0万円 自宅外 144.6万円 ※ロンドンの場合	※1998年より授業料徴収を開始。 (当初1,000ポンド、2006年から最高3,000ポンド(約67万円)まで認められている。但し2,700ポンド以上の場合、大学独自奨学金(最低300ポンド)の提供義務付け)	
フランス (2006年度)	約 222万人	約 50万人 給与奨学生 23% ※給与総額は不明	給与(最高額) 53.9万円	国立は原則無償 ※但し登録料として2.4万円を徴収。	
ドイツ (2006年度)	約 198万人	約 50万人 半額給与・半額貸与 受給学生 25% 約 2,266億円	半額給与・半額貸与 (最高額) 82.3万円 (両親、配偶者の所得及び財産等により減額)	※州立ボン大学(2007年)の場合21.3万円(諸経費を含む)。 ※一部の州で1990年代より長期在学者から、近年では一般在学者からも授業料を徴収(2009年1月現在で16州中6州が全面徴収を実施)。	
韓国 (2007年度)	約 356万人	給与:1.8万人, 0.5% 88億円(2008年) 貸与:50万人, 14% ※貸与総額は不明	・生活保護受給者奨学金 50.6万円(2008年) ・政府保証ローン (1学期あたり) 平均42.6万円 (年間最高限度額) 年額482万円	国立大学40.0万 ～82.8万円 私立 25.1万円 ～105.8万円  ※生活保護受給者奨学金を2008年より開始。 ※2005年より政府保証ローン制度を導入し貸与人員を拡大。	
日本 (2008年度)	約 349万人	約 115万人 約 9,437億円 貸与率 32.8% (給与 なし 貸与 9,437億円 (2009年度))	無利子貸与 36.0～76.8万円 有利子貸与 36.0～144.0万円 (2009年度)	国立 53.6万円 公立 53.6万円 私立 84.8万円	国立は授業料標準額であり公・私立は平均額

出典:「教育指標の国際比較(平成21年版)」(文部科学省)

(注) 1. 日本は日本学生支援機構の奨学金事業(高等学校及び専修学校高等課程、海外留学分を除く)。  
2. アメリカ、イギリスの学生数はパートタイムを含み、日本の学生数は学校基本調査等による。